



佐賀県公報

平成18年
10月10日
(火曜日)
第 12816号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 道路の区域の変更 (六〇八・道路課) 一
- 道路の供用開始 (六〇九・) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 二
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二

○ 告 示

●佐賀県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月十日から平成十八年十一月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県告示第六百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十月十日から平成十八年十一月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月十日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の 区 域	
	区 間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 武雄多久線	多久市多久町一七六八番一〇地 先から 多久市多久町一七六三番六地先 まで	後	四四・五 九・一	一四六・五
	多久市多久町一七六八番一〇地 先から 多久市多久町一七六三番六地先 まで	前	二〇・三 八・五	一三七・三
県道 多久若木線	多久市多久町一五五七番八地先 から 多久市多久町一七六二番五地先 まで	後	四二・二 八・八	六〇九・二
	多久市多久町一五五七番八地先 から 多久市多久町一七六二番七地先 まで	前	一八・三 八・〇	六二四・一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄多久線	多久市多久町一七六八番一〇地先から 多久市多久町一七六三番六地先まで	平成一八・一〇・一〇
県道 多久若木線	多久市多久町一五五七番八地先から 多久市多久町一七六二番五地先まで	"

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年10月10日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市曾根崎町字前1140番13、1144番1、1151番1及び1151番2並びに1141番1及び1151番1に接する道路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥栖市曾根崎町1316
松永定利

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月10日

佐賀県知事 古 川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	武雄市武雄町大字富岡字四ノ角8927番4	平成18年 9月28日	5.00 (4.42～4.51)	29.79

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古 川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

